破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第８号
兵庫県尼崎市猪名寺２丁目２番２―202号
破産者　黒岩　幹夫
1　破産債権の届出期間　平成25年１月15日まで
2　一般調査期日　平成25年２月21日午前10時15分
平成24年12月14日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３４０２号
神戸市兵庫区三川口町１―１―30―203、開始決定時の住所神戸市中央区諏訪山町５番９―405号
破産者　高橋　博志
1　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
2　一般調査期日　平成25年２月21日午後４時
平成24年12月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２５６号
大阪市港区港晴３―１―５　港晴デイズハウス401号室、開始決定時の住所大阪市福島区鷺洲３丁目１番17―2409号
破産者　よし鍼灸整骨院こと　吉岡　賢治
1　破産債権の届出期間　平成25年１月22日まで
2　一般調査期日　平成25年２月25日午後３時30分
平成24年12月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２５７号
大阪市港区港晴３―１―５　港晴デイズハウス401号室、開始決定時の住所大阪市福島区鷺洲３丁目１番17―2409号
破産者　吉岡　直美
1　破産債権の届出期間　平成25年１月22日まで
2　一般調査期日　平成25年２月25日午後３時30分
平成24年12月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０１１号
大阪府東大阪市長田東１丁目２番15―703号、開始決定時の住所大阪府東大阪市西堤本通東３丁目２番８号
破産者　朝川　隆宏
1　破産債権の届出期間　平成25年１月24日まで
2　一般調査期日　平成25年２月28日午後３時30分
平成24年12月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６０号
埼玉県坂戸市大字多和目201番地12
破産者　須賀　達也
1　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
2　一般調査期日　平成25年３月11日午後１時30分
平成24年12月11日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９６７号
堺市中区深井北町3436番地
破産者　特定非営利活動法人地域生活支援センターナイスネット
1　破産債権の届出期間　平成25年１月31日まで
2　一般調査期日　平成25年２月28日午前11時
平成24年12月13日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
新潟県長岡市逆谷2618番地
破産者　中野　春基
1　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
2　一般調査期日　平成25年３月15日午前11時
平成24年12月14日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
新潟県長岡市下山５丁目87番地７　メゾン下山101号室、破産手続開始決定時の住所新潟県長岡市長峰町513番地219
破産者　川上　欣志
1　破産債権の届出期間　平成25年２月15日まで
2　一般調査期日　平成25年３月８日午前11時40分
平成24年12月14日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第５４号
山口県光市浅江７丁目18番12号
破産者　株式会社コア
異議申述期間　平成25年１月18日まで
平成24年12月14日　山口地方裁判所周南支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４８号
鹿児島県南九州市頴娃町御領5811番地、住民票上の住所鹿児島県南九州市頴娃町別府653番地
破産者　濵田　茂久
免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
平成24年12月14日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０７６号
東京都港区麻布台１丁目11番９号
清算株式会社　株式会社アルティス
代表清算人　三村　藤明
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０７７号
東京都港区麻布台１丁目11番９号
清算株式会社　ＮＥＷＳ　ＣＨＥＦ株式会社
代表清算人　三村　藤明
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第３００２号
川崎市川崎区藤崎４丁目４番４号
清算株式会社　藤崎電気株式会社
代表清算人　飯野登美雄
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の確認及び債務免除
⑴　各債権者（以下、「各協定債権者」という。）は、清算株式会社に対する各協定債権額が別紙一覧表記載の各議決権額（開始決定日である平成24年９月18日における残元金、利息及び遅延損害金の合計額）であることを、それぞれ確認する。
⑵　各協定債権者は、清算株式会社に対し、上記各協定債権額並びにこれに対する平成24年９月19日から本協定の認可の決定の確定日までに発生する利息及び遅延損害金につき、それぞれ、その債務を全額免除する。
2　資産の確認及び支払の承認
⑴　各協定債権者は、清算株式会社の開始申立日の資産が、現金49万9952円のみであることを確認する。
⑵　各協定債権者は、上記資産を、清算株式会社並びに本件と同時に開始決定があった同社の子会社であるマルエス産商株式会社及び三尾建設株式会社の各清算手続に必要な費用に優先して支払うことを承認する。
3　協定の効力の範囲
本協定は、会社法第571条２項の規定の効力を排除するものではない。
（別紙省略）
以上
横浜地方裁判所川崎支部民事部

平成２４年（ヒ）第３００３号
川崎市川崎区藤崎４丁目４番４号
清算株式会社　マルエス産商株式会社
代表清算人　飯野登美雄
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の確認及び債務免除
⑴　各債権者（以下、「各協定債権者」という。）は、清算株式会社に対する各協定債権額が別紙一覧表記載の各議決権額（開始決定日である平成24年９月18日における残元金、利息及び遅延損害金の合計額）であることを、それぞれ確認する。
⑵　各協定債権者は、清算株式会社に対し、上記各協定債権額並びにこれに対する平成24年９月19日から本協定の認可の決定の確定日までに発生する利息及び遅延損害金につき、それぞれ、その債務を全額免除する。
2　資産の確認及び支払の承認
⑴　各協定債権者は、清算株式会社の開始申立日の資産が、現金６万6928円のみであることを確認する。
⑵　各協定債権者は、上記資産を、清算株式会社の清算手続に必要な費用に優先して支払うことを承認する。
3　協定の効力の範囲
本協定は、会社法第571条２項の規定の効力を排除するものではない。
（別紙省略）
以上
横浜地方裁判所川崎支部民事部